

# 歯科施設基準・医療安全管理対策研修

## 初再診料にかかる院内感染防止対策 外来環・か強診・歯援診

# 研修会

歯科診療報酬施設基準の研修受講要件のすべてを網羅。「歯科初診料」「歯科外来診療環境体制加算」「在宅療養支援歯科診療所」「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所」届出・届出後のための研修、医療法義務の医療安全管理に関するの職員・従業者研修を1日で修了できます。研修の修了時には「修了証」をお渡しします。

■日 時：2023年5月21日（日）9:00～13:00

■場 所：高知共済会館 3F「桜」

高知市本町 5-3-20 TEL088-823-3211（駐車場台数制限あり）

■講 師：野口 一馬先生（兵庫医科大学病院歯科口腔外科准教授）

■対象者：会員本人及び会員医療機関職員

■参加費：無料（未入会の方は入会手続の上、ご参加ください）

■会場定員：45名（定員になり次第締切） お申込み〆切 5月15日（月）

※歯科医師には①～⑤、それ以外の職種の方には①と⑤の「修了証」を交付します。

WEB同時配信



研修内容	①歯初診	②外来環	③歯援診	④か強診	⑤医療法
歯科外来診療の院内感染防止対策	●	●		●	●
偶発症に対する緊急時の対応		●	●	●	
医療事故への対策などの医療安全対策		●		●	●
高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含む）			●	●	
口腔機能の管理			●	●	
歯科疾患の重症化予防に資する継続管理				●	
診療用放射線に係る安全管理					●

WEB 接続希望の方 右のフォームからお申込ください。

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_V2RdYiDRT\\_WvBv5M3Ro0NA](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_V2RdYiDRT_WvBv5M3Ro0NA)

修了証の本人確認のため、1端末に付きご参加は1人に限らせていただきます。

なお、当日ニックネーム等で入室されると修了証を発行できません。

必ず「医療機関名／氏名」を表示の上、ご参加ください。



会場参加希望の方 裏面の参加申込書でお申し込みください。

◎「歯初診」「外来環」「歯援診」「か強診」の修了証を取得できます

現在「歯初診」を届けている先生も、毎年7月に四国厚生局へ4年以内の受講について報告することが求められています。新規開業予定の先生方もこの機会に是非ご参加ください。「外来環」「歯援診」「か強診」の届出（届出の日から3年以内の研修有効）を今後検討されている先生もご参加ください。

◎厚生支局への「7月報告」の施設基準研修としてご利用ください

2022年4月改定で「歯初診」の施設基準に、新たに「新興感染症に対する院内感染対策研修」が追加されました。再届出は不要ですが、毎年7月に四国厚生支局へ報告が必要です。また2020年4月から医療法義務とされた「放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修」も併せて実施します。

お問い合わせ 高知保険医協会 事務局 TEL088-832-5231

歯科診療報酬施設基準のうち研修受講要件一覧 下線部は2022年4月診療報酬改定

	研修内容	有効期間
初・再診料	職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する院内研修等（注1）	規定なし
	歯科外来診療の院内感染防止対策及び新興感染症に対する対策	4年に1回以上受講
歯科外来環境体制加算	偶発症に対する緊急時の対応 医療事故対策などの医療安全対策	研修は届出日から3年以内のものが有効
在宅療養支援歯科診療所	高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含む） 口腔機能の管理	
	緊急時対応	
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所	歯科疾患の重症化予防に資する継続管理（口腔機能の管理を含む）※ 高齢者の心身の特性および緊急時対応等※	
	ア 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績があること	
	イ 地域ケア会議に年1回以上出席していること	
	ウ 介護認定審査会の委員の経験を有すること	
	エ 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議等に年1回以上出席していること	
	オ 過去1年間に、NST1またはNST2を算定した実績があること	
	カ 在宅医療または介護に関する研修を受講していること（注2）	
	キ 過去1年間に、退院時共同指導料1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料または在宅患者緊急時カンファレンス料を算定した実績があること	
	ク 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講していること（注2）	
	ケ 過去1年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設または介護老人保健施設における定期的な歯科検診に協力していること。	
コ 自治体が実施する歯科保健に係る事業（ケに該当するものを除く）に協力していること		
サ 学校歯科医等に就任していること		
シ 過去1年間に、特または特導の加算を算定した実績があること		
（注1）院内研修の対象は、医療材料などの準備、器具の洗浄・滅菌に従事する職員（常勤、非常勤を問わない）。研修内容は標準予防策、環境整備、医療機器の洗浄・消毒・滅菌、手指衛生、職業感染防止、感染性廃棄物の処理など。		
医療法	医療機関で全体に共通する安全管理に関する内容の職員研修（医療安全管理のための基本的考え方、具体的方策）	年2回程度
	①医療被ばくの基本的考え方②放射線診療の正当化③放射線診療の防護の最適化④放射線障害が生じた場合の対応⑤放射線診療を受ける者への情報提供	年1回以上
	研修を修了した常勤の歯科医師を1人以上配置	
	職員を対象とした院内研修を実施	
	エックス線撮影等を行う歯科医師等	

## 「歯科施設基準研修」会場参加者用申込書

Fax 088-832-5229（お申込め切 2023年5月15日）

医療機関名	参加者氏名	職種
電話番号	参加者氏名	職種
ファックス	参加者氏名	職種

※修了証に記載致しますので、参加者氏名はわかりやすくご記入ください。高知保険医協会HPからもお申込みできます。